

栃木県公安委員会告示第30号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第6条の規定により、栃木県公安委員会が行う審査(学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。)を次の通り実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

令和7年6月26日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

1 検定合格者審査の種別及び級、実施期日、実施場所

(1) 検定合格者審査の種別及び級

ア 空港保安警備業務	1級及び2級
イ 施設警備業務	1級及び2級
ウ 交通誘導警備業務	1級及び2級
エ 核燃料物質等運搬警備業務	1級及び2級
オ 貴重品運搬警備業務	1級及び2級

(2) 実施期日

ア 学科試験

令和7年7月28日(月)午前10時00分から午前10時30分までの間
(集合時間：午前9時30分まで)

イ 実技試験

令和7年7月28日(月)午後1時30分から午後2時00分までの間
(集合時間：午後1時00分まで)

(3) 実施場所

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県警察本部2階第2会議室

2 定員

前記1の(1)に掲げる全種別及び級合わせて10名(但し、同時に2以上の種別、級に係る検定合格者審査の受験は不可。)

3 検定合格者審査対象者

(1) 前記1の(1)に掲げる検定合格者審査の種別及び級に係る栃木県公安委員会交付の検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)の規定による検定(以下「旧検定」という。)の合格証(以下「旧合格証」という。)を有する者

(2) 前記1の(1)に掲げる検定合格者審査の種別及び級に係る栃木県公安委員会以外が交付した旧合格証を有する者で、栃木県内に住所地を有する者又は栃木県内の営業所に属する警備員

4 検定合格者審査の方法及び内容

(1) 審査の方法

検定合格者審査は、学科試験及び実技試験により判定し、いずれの基準も満たした者に対して、成績証明書を交付する。

なお、始めに学科試験を実施し、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(2) 検定合格者審査の内容

区分	科 目
学 科 試 験	○ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務の実施に関すること。 ○ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実 技 試 験	○ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること

(3) 次の者については、学科試験及び実技試験の全部を免除する。

ア 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者

イ 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上である者(前アに掲げる者を除く。)

5 検定合格者審査申請受付期間

令和7年7月9日(水)及び7月10日(木)の2日間

各日とも午前9時00分から午後4時00分までの間

(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間を除く)

6 検定合格者審査の申請書類の提出先

検定合格者審査の申請者は、次のいずれかの警察署生活安全(刑事)課に必要書類を提出すること。

(1) 栃木県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

ア 住所地(栃木県内)を管轄する警察署生活安全(刑事)課

イ 警備員である場合、属する営業所の所在地(栃木県内)を管轄する警察署生活安全(刑事)課

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署生活安全(刑事)課

(2) 栃木県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、栃木県内に住所地を有する者又は栃木県内の営業所に属する警備員

ア 住所地(栃木県内)を管轄する警察署生活安全(刑事)課

イ 属する営業所の所在地(栃木県内)を管轄する警察署生活安全(刑事)課

7 検定合格者審査の申請に必要な書類等

(1) 審査申請書 1通

(2) 添付書類

ア 写真 1葉

但し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

イ 旧合格証の写し

ウ 栃木県公安委員会以外の都道府県公安委員会から交付を受けた旧合格証を保有する者については、前記ア、イのほか、次に掲げる区分に応じた書面

- (ア) 栃木県内に住所地を有する者
住民票の写し、運転免許証の写しその他住所地を疎明する書面
- (イ) 栃木県内の営業所に属する警備員
栃木県内の営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

エ 学科試験及び実技試験の全部を免除する者に該当する者については、前記ア、イのほか、次に掲げる区分に応じた書面

- (ア) 前記4の(3)のアに該当する者
検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書)
- (イ) 前記4の(3)のイに該当する者
検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面(指定講習講師従事証明書)
- (ウ) 前記4の(3)のア又はイに該当する者で警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書又は指定講習講師従事証明書を提出することができない者
前記4の(3)のア又はイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書
- (エ) 前記ウに該当する者については、前記ウの(ア)、(イ)いずれかの書面

8 検定合格者審査の申請受付方法

検定合格者審査の申請受付は先着順とし、定員(全種別、級合わせて10名)に達した場合は申請受付期間の途中であっても締め切る。

また、電話による予約や、代理人・郵送による審査申請書の提出は認めない。

9 手数料及び納付方法

- (1) 学科試験及び実技試験を受験する者
審査申請書提出時に、提出先警察署生活安全(刑事)課において、4,700円に相当する額の栃木県収入証紙により納付する。
なお、既納の手数料はいかなる理由があろうとも返納しない。
- (2) 学科試験及び実技試験の全部を免除される者
手数料なし。

10 その他

- (1) 検定合格者審査当日の集合時間までに会場に集合すること。
- (2) 旧合格証、筆記具(鉛筆、シャープペン、消しゴム等)を必ず持参すること。
なお、旧合格証を持参しなかった者については、原則として検定合格者審査を受験させない。
- (3) 検定合格者審査(学科試験及び実技試験)の合否発表については、それぞれの試験終了後、会場において発表する。
- (4) 検定合格者審査に関する問い合わせは、平日の午前9時00分から午後4時00分までの間(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間を除く。)に栃木県警察本部生活安全部生活環境課(電話028-621-0110)に対して行うこと。